

# リフィル処方導入の経緯と仕組みについて

- リフィル処方とは、令和4年4月から国の制度として導入された仕組みです。
- 病状が安定し、通院を一定期間控えても大丈夫と医師が判断した場合に最大3回まで繰り返し使用が可能なリフィル処方せんが交付されます。
- 健保連としては、患者の通院負担軽減につながり得るリフィル処方について、積極的な周知広報が必要と考えています。

令和4年6月  
健康保険組合連合会



# リフィル処方導入の経緯について

## 2. 社会情勢の変化に応じた課題と対応

※令和3年10月『安全・安心な医療と国民皆保険制度の維持に向けて』健保組合・健保連の提言から抜粋

—国民皆保険制度の持続性確保へ。医療の重点化・効率化と現役世代の負担軽減が喫緊の課題—

- 国民皆保険制度の持続性を高めるためには、医療費そのものの増加を抑制（**医療の重点化・効率化**）するとともに、現役世代に過度に依存する制度から全世代で支えあう制度への転換が必要である。

### 対応の方向性

#### ①医療の重点化・効率化〈保険給付範囲の見直し、薬剤費の伸びの抑制等〉

- **医療費適正化計画の取り組みの強化**（地域差是正、医療費が見込みを上回る場合の対応、保険者協議会の関与強化等）
- 市販品類似薬の保険給付範囲からの除外又は給付率の見直し、フォーミュラリの普及・**リフィル処方の早期導入**等



#### 【令和3年12月22日令和4年度診療報酬改定に関する大臣合意】

- 診療報酬改定率0.43%のうち、**リフィル処方箋（反復利用できる処方箋）の導入・活用促進による効率化▲0.10%**等を織り込むこととされた
- 症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師・薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる**実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果検証を行う**こととされた



中医協の議論を経て令和4年4月から国の制度として導入が決定

# リフィル処方の仕組みについて

## リフィル処方とリフィル処方に対応可能な新たな処方せん様式

### (リフィル処方)

- 医療機関で処方箋を毎回貰わず、同じ処方箋を薬局で最大3回まで使用可能
- 病状が安定し、通院を一定期間控えても大丈夫と医師が判断した場合が対象
- 投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方の対象外

### (リフィル処方に対応可能な新たな処方せん様式)



	<input type="checkbox"/> リフィル可 <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 回 )
備考	保険医署名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。</span>
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供
	<span style="border: 2px dashed red; padding: 2px;">             調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)               <input type="checkbox"/> 1回目調剤日( 年 月 日)    <input type="checkbox"/> 2回目調剤日( 年 月 日)    <input type="checkbox"/> 3回目調剤日( 年 月 日)                           次回調剤予定日( 年 月 日)      次回調剤予定日( 年 月 日)           </span>

## 医師の判断を得てリフィル処方に切り替わった場合の例

### 医療機関

- 月1回の頻度で医療機関を受診し、28日分の薬を処方してもらう

### 調剤薬局

- 受診の都度、調剤薬局で28日分の医薬品を調剤してもらう



通院負担を軽減しながら  
必要な医療を受けられる

### 医療機関

- 3月1回の頻度で受診。28日分×3回使用可のリフィル処方箋を発行してもらう

### 調剤薬局

- 上記期間中は医療機関を受診せず(受診は妨げない)、薬剤師に経過をみてもらいながら同じ薬を3回調剤してもらう